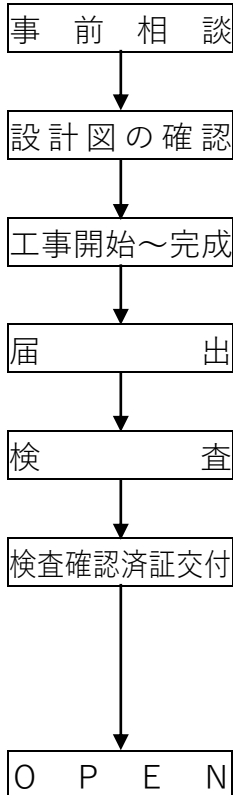


宮城県内（仙台市を除く）で理容所・美容所^{※1}を始める方へ

1 手続きの流れ



事前相談 手続きの流れ、施設の基準などの説明をします。

設計図の確認 計画段階の図面が、施設基準にあっていないかを確認します。

届出 オープン予定日の**1週間前までに**開設届を保健所に提出してください。

検査 申請どおり完成しているかを保健所の職員が検査します。

検査確認済証交付 構造設備等が基準に適合していることが確認できたら、検査後2～3日に検査確認済証の交付をご連絡します。保健所まで受け取りに来てください。
検査確認済証は再発行できませんので大切に保管してください。

検査確認済証の交付後に**営業開始**となります。

営業開始後に、届出事項（営業者や理美容師の入退所など）に変更があった場合は手続きが必要です。ご不明な点は保健所までご連絡ください。

※1 まつ毛エクステンション等を行う施設も美容所の届出が必要となります。

2 施設基準

床面積：椅子2脚までは13.2 m²（約4坪）以上必要。2脚以上は椅子が1脚増えるごとに3.3 m²（約1坪）ずつ足した広さ以上の面積が必要。

椅子の数(脚)	1～2	3	4	5	6
床面積 (m ²)	13.2	16.5	19.8	23.1	26.4

椅子が5脚以上の場合は区画した消毒所及び待合所を設けてください。

床・腰板：コンクリート、タイルなどの不浸透性材料を使用すること。

天井：ちりが落ちない構造にする。

採光・照明：作業面の照度が100ルクス以上あること。

換気：店舗内の炭酸ガス（CO₂）濃度が5000ppm以下にすること。

消毒所：器具等を消毒する専用の場所を設けること。

洗い場は流水設備とし、手指消毒設備を設けること。

洗髪のための洗い場：洗い場に給排水設備を有すること^{※2}

※2 まつ毛エクステンション等の場合、洗髪のための洗い場は不要です。

器具類の格納：消毒所の近くに消毒済及び未消毒を明示した器具類の戸棚等を設けること。

その他：ふた付きの汚物箱とふた付きの毛髪箱を用意すること。

外傷用の医薬品と衛生材料を用意すること。（絆創膏と消毒薬品など）

セット皿を椅子の数の2倍準備すること。

3 届出に必要な書類

提出書類等	チェック
申請書 最寄の県保健所（支所）で配布もしくは食と暮らしの安全推進課のホームページからダウンロードできます。電子申請も受け付けています。 申請様式 URL： https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/sub.html 電子申請 URL： https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/logoform.html	□
手数料 16,200円（手数料支払いについて）	□
図面 理容所・美容所内の椅子や洗髪台、消毒所、待合所などの配置がわかるもの 作業所、消毒所、待合所、その他に関する床面積がわかるものをご提出ください。	□
医師の診断書 結核・感染性皮肤病疾患・その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無について記載されたもの。（発行後、3ヶ月以内） 医師の氏名が記載されているか確認の上ご提出ください。	□
理容師・美容師免許証 勤務する理容師・美容師 全員分の写し をご持参ください。 常勤の方だけでなく、 非常勤（パート・アルバイト）の方の分も確認 します。 原本を持参した場合は、保健所でコピーを行います。また、 写しには「原本に相違ないこと・確認した年月日・確認した方の氏名」を記載 してください。	□
管理理容師・管理美容師の講習会修了証 理容師・美容師が 常時2人以上勤務する理容所・美容所の場合必要 となります。 原本を持参した場合は、保健所でコピーを行います。また、 写しには「原本に相違ないこと・確認した年月日・確認した方の氏名」を記載 してください。	□
開設者が外国籍の場合、住民票の写し 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したもの。（発行後、3ヶ月以内）	□

4 確認検査時の注意

- ・施設が図面通りにできているかを確認します。営業できる状態に準備をしておいてください。なお、駐車場などの外回りの工事は終わっていても問題ありません。
- ・セット面の椅子や器具収納用の戸棚などは設置しておいてください。
- ・洗髪台や流しで水が出るかを確認しますので、検査までに水道工事を終えてください。
- ・以下の薬品や器具等の準備をお願いします。
 - 器具消毒用の消毒薬、必要に応じてメスシリンダー等の計量器具
 - 手指の消毒設備
 - 応急処置に必要な外傷用医薬品
 - ふた付きの毛髪箱と汚物箱

5 問い合わせ先

- ・仙南保健所獣疫薬事班：柴田郡大河原町字南 129-1 0224-53-3119
管轄：白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
- ・塩釜保健所食品薬事班：塩竈市北浜 4 丁目 8-15 022-363-5505
管轄：塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
- ・塩釜保健所岩沼支所食品薬事班：岩沼市中央 3 丁目 1-18 0223-22-6294
管轄：名取市、岩沼市、亶理町、山元町
- ・塩釜保健所黒川支所食品薬事班：富谷市ひより台 2 丁目 42-2 022-358-1111
管轄：富谷市、大和町、大郷町、大衡村
- ・大崎保健所獣疫薬事班：大崎市古川旭 4 丁目 1-1 0229-87-8001
管轄：大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
- ・大崎保健所栗原支所食品薬事班：栗原市築館藤木 5-1 0228-22-2115
管轄：栗原市
- ・石巻保健所獣疫薬事班：石巻市あゆみ野 5 丁目 7 番地 0225-95-1475
管轄：石巻市、東松島市、女川町
- ・石巻保健所登米支所食品薬事班：登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 0220-22-6120
管轄：登米市
- ・気仙沼保健所環境廃棄物班：気仙沼市東新城 3 丁目 3-3 0226-22-5127
管轄：気仙沼市、南三陸町

開店後の手続きなど

衛生に関する基準

- ・皮膚に接する布片及び器具は清潔に保つこと
- ・皮膚に接する布片は客一人ごとに取り替え、器具は客一人ごとに消毒すること。
- ・消毒した器具は、消毒しない物と区別すること
- ・作業中は、器具を専用の容器に置き、その容器は客一人ごとに消毒すること。
- ・毛をそるために用いる石けん液は、客一人ごとに交換すること。
- ・作業中は、清潔な専用の作業衣を着用し、顔面の作業の際はマスクを着用すること
- ・手指の爪は常に短くし、客一人ごとに作業前に手指の消毒をすること

営業後の手続き

【変更届】

届出事項に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。変更内容によっては、添付書類が必要な場合があります。

- ・店舗の名称を変更した
- ・開設者の氏名（個人：苗字や名前、法人：名称）、開設者の住所（個人：居住地、法人：所在地）、法人代表者、管理理美容師の住所を変更した。
- ・店舗の構造設備を変更した。（変更の規模によっては、新規開設届が必要になる場合があります。図面を用意して事前にご相談ください。）
- ・従業員を雇った又は解雇した。（理美容師を雇った場合の添付書類：理美容師免許証写しと医師の診断書）
- ・新たな管理理美容師・管理美容師を設置した。（添付書類：管理理美容師講習会修了証写し）

【承継届】

相続や法人の合併・分割、事業譲渡などがあった時は、理容所・美容所の開設者の地位を承継することができます。

承継届と併せて、添付書類の作成や、官公庁発行の書類（発行：届出日の3ヶ月以内）が必要になります。

【廃止届】

廃業したときは速やかに廃止届を提出し、併せて検査確認済証も返還してください。

※理容師・美容師の免許証の書き換え・再交付申請

氏名や本籍の変更があった場合、免許証の破損や紛失があった場合は、免許証の書き換えや再発行の手続きが必要です。詳細は以下にお問い合わせください。

申請先：公益財団法人理容師美容師試験研修センター 名簿訂正・免許証書換え交付係
東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8階)
TEL 03-5579-6878

開店後の手続きなど

衛生に関する基準

- ・皮膚に接する布片及び器具は清潔に保つこと
- ・皮膚に接する布片は客一人ごとに取り替え、器具は客一人ごとに消毒すること。
- ・消毒した器具は、消毒しない物と区別すること
- ・作業中は、器具を専用の容器に置き、その容器は客一人ごとに消毒すること。
- ・毛をそるために用いる石けん液は、客一人ごとに交換すること。
- ・作業中は、清潔な専用の作業衣を着用し、顔面の作業の際はマスクを着用すること
- ・手指の爪は常に短くし、客一人ごとに作業前に手指の消毒をすること

営業後の手続き

【変更届】 以下のように届出事項に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。

変更内容によっては、添付書類が必要な場合があります。

- ・店舗の名称を変更した
- ・開設者の氏名（個人：苗字や名前、法人：名称）、開設者の住所（個人：居住地、法人：所在地）、法人代表者、管理理美容師の住所を変更した。
- ・店舗の構造設備を変更した。（変更の規模によっては、新規開設届が必要になる場合があります。図面を用意して事前にご相談ください。）
- ・従業員を雇った又は解雇した。
（理美容師を雇った場合の添付書類：理美容師免許証写しと医師の診断書）
- ・新たな管理理容師・管理美容師を設置した。
（添付書類：管理理美容師講習会修了証写し）

【承継届】 相続や法人の合併・分割、事業譲渡などがあった時は、理容所・美容所の開設者の地位を承継することができます。

承継届と併せて、添付書類の作成や、官公庁発行の書類（発行：届出日の3ヶ月以内）が必要になります。

詳細は保健所までご相談ください。

【廃止届】 廃業したときは速やかに廃止届を提出し、併せて検査確認済証も返還してください。

※理容師・美容師の免許証の書き換え・再交付申請

氏名や本籍の変更があった場合、免許証の破損や紛失があった場合は、免許証の書き換えや再発行の手続きが必要です。詳細は以下にお問い合わせください。

申請先：公益財団法人理容師美容師試験研修センター 名簿訂正・免許証書換え交付係
東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8階）
TEL 03-5579-6878